

4月から 自転車返還所 久寿川・瓦木の2カ所に統合

市は、4月から自転車返還所(駅周辺で撤去した放置自転車、原付の保管・返還場所)をこれまでの3カ所から2カ所に統合します。

これは、久寿川第2自転車返還所を3月末で廃止し、隣接する久寿川第1自転車返還所と統合するもので、名称も「久寿川自転車返還所」に変わります。

統合に伴い、市内の自転車返還所は「久寿川自転車返還所」と「瓦木自転車返還所」の2カ所になり

ます。4月からの自転車等返還場所は表①のとおり。

また、阪急阪神国道・JR甲子園口駅周辺は自転車返還所が変更になりますのでご注意ください=表②参照。

なお、返還日時および返還方法に変更はありません。

詳しくは市のホームページ(くらしの情報→道路→駐輪)でご確認ください。

表① 4月からの自転車等返還場所

対象	自転車等返還場所
阪神沿線各駅、阪急阪神国道駅、阪急今津駅、JR西宮駅	久寿川自転車返還所(今津上野町5番地先 ☎0798・33・1139)
阪急沿線各駅(今津駅・阪神国道駅を除く)、JR沿線各駅(JR西宮駅を除く)	瓦木自転車返還所(瓦林町20番地先 ☎0798・63・8778)

表② 返還場所が変更になる駅

対象	3月までの返還場所	→	4月からの返還場所
阪急阪神国道駅	瓦木自転車返還所	→	久寿川自転車返還所
JR甲子園口駅	久寿川第1自転車返還所	→	瓦木自転車返還所

問 自転車対策課 (0798・35・3898)

精神障害者保健福祉手帳1級所持者が在宅する世帯 4月から 水道料金等減免の対象に

市と上下水道局は、4月から精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人が市内の住民票住所において在宅する世帯を、水道料金等減免の対象とします=表①参照。なお、水道料金等減免には申請が必要です。表②の世帯はすでに水道料金等減免の対象となっています。

※この制度は、3月定例市議会において平成29年度予算案が承認された後、4月以降の適用となります

表① 4月から新たに水道料金等減免の対象となる世帯

対象	申請窓口
精神障害者保健福祉手帳1級(有効期限が切れていない)を持つ人が市内の住民票住所において在宅する世帯	障害福祉課(市役所本庁舎1階)

(注) 対象者が社会福祉施設に入所している場合や、すでに水道料金等減免を受けている世帯に属している場合は、減免対象外です

表② すでに水道料金等減免の対象となっている世帯

対象	申請窓口
身体障害者手帳1・2級を持つ人が在宅している世帯	障害福祉課(市役所本庁舎1階)
療育手帳Aを持つ人が在宅している世帯	
身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持つ人が在宅している世帯	高齢福祉課(市役所本庁舎1階)
家族介護慰労金を受給している世帯	

問 上下水道局電話受付センター (0798・32・2201、0797・61・1703、078・904・2481) ※受付時間は午前8時45分～午後8時(土・日曜、祝日は5時半まで)

市民意識調査まとまる

平和施策の推進、救急医療体制・電話医療相談、下水道事業・雨水浸水対策事業

市は、市政に対する市民の皆さんの意識とその動向を知り、施策の策定や市政運営の基礎資料とするため、毎年20歳以上の市民3500人を対象に「市民意識調査」を実施しています。

今年度は「平和施策の推進」「救急医療体制・電話医療相談」「下水道事業・雨水浸水対策事業」の3つのテーマについて調査しました。

今年度の調査回収率は、55.0%と、郵送による調査としては高い回収率となりました。ご協力ありがとうございました。

調査報告書は、市民相談課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター・図書館・公民館などで閲覧できるほか、市のホームページ(市政情報→広報・広聴)に掲載しています。

問 市民相談課 (0798・35・3100)

防犯灯新設要望を受付

提出は4月10日から

市は、4月10日から防犯灯(灯具はLED、10VA)の新設について要望を受け付けます。要望書は必ず自治会、防犯協会(支部・分会)等から提出してください。要望を受けた後、周辺状況を考慮のうえ、市が設置可否を決定します。 ※設置工事は6月以降(時期の指定は不可)

【設置要件】 公道を照らすもの▷他の防犯灯および道路照明灯等と原則25m以上離れている▷関西電力またはN T Tの電柱に設置できる(原則)▷要望の前に周辺の居住者等の了承を得ている

【提出方法】 4月10日から要望書を西宮防犯協会(0798・33・5805…西宮警察署内)または甲子園防犯協会(0798・41・2418…甲子園警察署内)へ郵送を ※要望書は地域活動支援課(市役所本庁舎7階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、各防犯協会に配布しているほか、市のホームページ(くらしの情報→安心・安全→防犯情報)からダウンロードできます

問 地域活動支援課 (0798・35・3474)

臨時福祉給付金に関するお知らせ (経済対策分)

平成26年4月に実施された消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。

対象になる可能性がある世帯に給付申請書を3月中旬から順次郵送します。対象になると思われる人=下フローチャート参照=で、4月になっても申請書が届かない場合は、コールセンターまで問合せを。

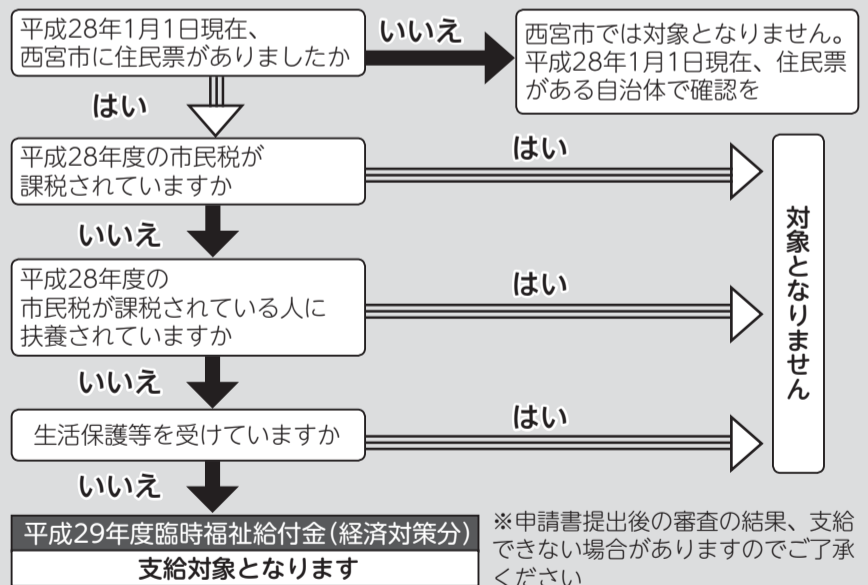
【給付対象者】 平成28年1月1日現在、西宮市に住民登録があり、28年度の市民税(均等割)が非課税の人 ※市民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者などは対象外。条件に関わらず、里子の人は給付金を受給できる場合があります。市内で里親をしている人で、里子の人の申請書が届かない場合は、コールセンターまでご連絡ください

【支給額】 給付対象者1人につき1万5000円

【申請方法】 申請書が届いた人は、必要事項を記入のうえ、添付資料とともに返信用封筒で、平成29年9月15日(必着)までに郵送してください ※申請受付から支払いまで、皆さんの申請を順次処理するため2カ月程かかります

■フローチャート

※あくまで一般的な場合を想定しています



振り込め詐欺に注意

- 市や厚生労働省の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません

申請手続きなど不明な点はコールセンターに問合せを

問 西宮市臨時給付金 050・3161・1060 コールセンター ※必ず050からおかけください ☆受付時間: 午前9時～午後5時半。土・日曜、祝日は除く